

議案第 157 号

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約を次のとおり変更するための協議をすることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、伊賀市・名張市
広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日

伊賀市長 岡 本 栄

名張市長 亀 井 利 克

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

伊賀市・名張市広域行政事務組合同規約（昭和 45 年三重県指令上県総第 1221 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 3 号を削る。

第 13 条第 1 項中「、条例に定める賦課金」を削る。

第 14 条及び第 15 条を削る。

第 5 章中第 16 条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とする。

第 6 章中第 18 条を第 16 条とし、第 19 条を第 17 条とする。

別表 1 第 3 条第 3 号の項を削る。

別表 2 中「第 16 条関係」を「第 14 条関係」に、「第 16 条第 3 項」を「第 14 条第 3 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 29 年 4 月 1 日前に改正前の第 3 条（第 3 号に係る部分に限る。）の規定により共同処理している事務のうち、農作物共済の同年産麦に係る事務及び畑作物共済の平成 28 年産大豆に係る共済金の支払に関する事務については、なお従前の例による。